

赤穂市病児・病後児保育事業のご案内

赤穂市病児・病後児保育事業は、お子さまが病氣中や病氣の回復期にあり、保護者の方の勤務の都合や疾病、事故等の理由で家庭において保育ができないとき、一時的にお子さまをお預かりする事業です。

1. 対象となる児童

次のすべてに該当するお子さまが対象となります。

- ①市内に住所を有する生後6月～小学校6年生までの児童
- ②保護者が就労、傷病等の事情で家庭での保育ができない児童
- ③病氣又は病氣の回復期にあり、入院加療の必要はないが、まだ集団生活に支障があるなど安静の確保に配慮する必要があり、事業の利用が可能であると医師が認める児童



◎下記の病名及び症状の場合は、感染予防等の観点から受け入れをお断りしています。

- 百日咳、麻疹、水痘、結核、流行性角結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症
- 感染症の急性期 ●喘息の重篤な発作がある ●水分などの経口摂取ができない
- けいれん後、48時間を経過していない ●意識混濁
- 頻繁な嘔吐、下痢により、尿が出ないなどの脱水症状がある
- 上記症状等を含め、医師が病児・病後児保育事業を利用すべきでない判断した場合

2. 実施場所

赤穂市民病院4階 病児・病後児保育室
赤穂市中広1090番地 ☎ 43-6460（令和元年6月17日～）

3. 利用時間

月曜日から金曜日 午前8時～午後6時

4. 休業日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

5. 利用定員

1日あたり 3人

6. 利用期間

1回につき連続して7日まで

7. 利用料金

1日1人あたり2,000円（利用当日、施設にお支払いください。）
※生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料です。

8. 利用登録

利用を希望される場合は、あらかじめ、市役所子育て支援課または赤穂市民病院内病児・病後児保育室で利用登録の手続きが必要です。

登録された方には、後日、「赤穂市病児・病後児保育事業利用者登録証」を送付します。

※登録は、年度（4月～翌年3月）ごとに必要となります。

9. 利用の流れ

※利用に必要な書類は、市役所子育て支援課、赤穂市民病院病児・病後児保育室で配布するほか、市のホームページからダウンロードできます。

① 登録

◆あらかじめ、市役所子育て支援課または病児・病後児保育室で利用登録の手続きをしてください。※緊急の場合は、当日の手続きも可。

② 予約

◆利用希望日の前日（前日が休業日の場合はその前日）までに病児・病後児保育室に空き状況を確認し予約を行ってください。※空きがある場合は、当日の予約も可。また予約取り消しの場合は、速やかに病児・病後児保育室に連絡してください。☎ 43-6460（令和元年6月17日～）

③ 受診

◆かかりつけ医等を受診し、医師に「医師連絡票」の記入を依頼してください。（病児・病後児保育の利用は、医師が利用可能と認めた場合に限りです。）

④ 保育室へ

◆利用当日は下記の「利用当日に持参するもの」を用意して、病児・病後児保育室にお子さまを預けてください。

⑤ お迎え

◆お迎えの際に、市民病院2階の会計窓口で利用料をお支払いください。

10. 利用当日に持参するもの

- 利用者登録証
- 健康保険証
- 薬及び薬の説明書（医師から処方されている場合のみ）
- 着替え（肌着含む。必要枚数をお持ち下さい。）、バスタオル1枚（乳児は2枚）
- ハンドタオル1枚
- 汚れた衣類等を入れるビニール袋
- 必要に応じて ・哺乳瓶（2～3本）、ミルク ・食用エプロン
- 利用申請書
- 乳幼児等医療費受給者証
- 赤穂市民病院診察券（お持ちの方のみ）
- 医師連絡票
- お弁当、おやつ、飲み物、お箸またはスプーン、コップ
- 紙おむつ（10枚）、おしりふき

※持ち物には必ず名前を書いてください。



11. 利用上の注意事項

- 保育中に児童の症状が急変し、保育の継続が困難と判断した場合は、利用途中であっても迎えに来てください。そのため、必ず連絡が取れるようにしてください。
- 児童の容態が急変した場合は、赤穂市民病院で医療行為を行う場合があります。なお、その際に発生する医療費などは保護者負担となります。
- お迎えは、必ず午後6時までにお願いします（時間厳守）。
- 感染症については細心の注意を払いますが、やむを得ず病児・病後児保育室内で児童の相互感染が起こる場合があることをご了承ください。

☆問合せ先 赤穂市 子育て支援課 ☎0791-43-6808